

(15) 一般財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金規程

平成23年4月9日制定

平成23年5月14日改正

平成25年2月23日改正

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人大妻コタカ記念会（以下「記念会」という。）が、原則として、大妻女子大学（大学院、短期大学部を含む）、大妻高等学校及び大妻多摩高等学校に在学する会員で、学費の支弁が困難な者に対し奨学金を支給するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定める奨学金は、一般財団法人大妻コタカ記念会育英奨学金（以下「奨学金」という。）と称し、奨学金の支給を受けるものを記念会奨学生（以下、「奨学生」という。）と称する。

(奨学金の支給対象者)

第2条 この奨学金は、原則として、他の奨学金の給与を受けていない者で、次の各号に該当する者に支給する。

(1) 学費の支弁が困難で、勉学意欲の高い者

(2) 学業・人物共に優れた者

(奨学金支給額及び支給期間)

第3条 この奨学金の支給額は、月額20,000円とし、支給期間は、1年とする。

(奨学生の募集・出願書類)

第4条 奨学生の募集人数については、記念会理事会（以下「理事会」という。）において審議決定し、毎年5月下旬までに公示して、出願を受け付ける。

2 奨学生を希望する者は、次の書類を、大学院、大学学部及び短期大学部の学生については学生支援グループに、高等学校の生徒についてはクラス担任に提出しなければならない。

(1) 願書

(2) 推薦書

(3) 成績証明書

(4) 健康診断書

(5) 所得証明書

(6) その他、記念会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めたもの

3 前項第2号に定める推薦書は、大学院生は指導教員が、大学学部及び短期大学部学生はクラス指導主任が、高等学校生徒はクラス担任がそれぞれ作成する。

(奨学生の推薦依頼)

第5条 会長は、大妻女子大学学長及び大妻女子大学短期大学部学長に対し、奨学生として適切と認められた者の推薦を依頼する。

2 会長は、大妻高等学校長及び大妻多摩高等学校長に対し、奨学生として適切と認められた者の推薦を依頼する。

(奨学生の採用)

第6条 会長は、理事会において、前条に定めるところにより推薦された者について審査のうえ、奨学生として決定し、採用する。

(決定通知)

第7条 会長は、奨学生の採用決定を本人並びに大妻女子大学学長、短期大学部学長及び大妻高等学校長、大妻多摩高等学校長に通知する。

(奨学生の責務)

第8条 奨学生は、奨学生としての自覚の下に、学生・生徒の本分を守り、学業に励み、健全な学校生活を送るよう努めなければならない。

(誓約書の提出)

第9条 奨学生採用の通知を受けた者は、所定の誓約書を記念会事務室に提出しなければならない。

(奨学金の支給方法)

第10条 奨学金は、4月にさかのぼり毎月指定された銀行口座に振り込むものとする。

(奨学金支給の停止・取り消し)

第11条 会長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、理事会の議を経て、奨学金の支給を停止又は取り消すことができる。

- (1) 休学したとき。
- (2) 除籍、退学及び停学等の処分を受けたとき。
- (3) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (4) その他、理事会が支給の停止または取り消しを必要と認める事由があったとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生が、前条の規定により奨学金の支給を取り消された場合は、会長は、本人又は連帯保証人に対し、すでに支給した奨学金の一部又は全部を一定期間内に返還させることができる。

(報告書の提出)

第13条 奨学生は、年度末に、学業成績及び生活状況報告書を会長あてに提出しなければならない。

(奨学生の緊急採用)

第14条 第4条1項及び奨学生募集要項に定める出願期間後に、学費の支弁が困難となり、奨学金の支給を希望する者がある場合は、その都度、理事会において審議のうえ、当該希望者を奨学生として決定し採用することができる。

2 前項の場合、当該希望者の出願期間及び奨学生採用決定後の奨学金・支給期間等は別に定める。

(所管部署)

第15条 この奨学金の支給に関する業務は記念会事務室において行う。

(細則の制定)

第16条 この規程に定めるもののほか、奨学金の支給に関し必要な事項は別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議を経て決定する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。